

政治倫理審査会記録

令和5年6月21日

【開催日】 令和5年6月21日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時46分～午後0時7分

【出席委員】

会長	奥 良 秀	副会長	吉 永 美 子
委員	伊 場 勇	委員	大 井 淳 一 朗
委員	白 井 健 一 郎	委員	中 島 好 人
委員	藤 岡 修 美	委員	宮 本 政 志

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍聴議員	古 豊 和 恵	傍聴議員	松 尾 数 則
傍聴議員	森 山 喜 久		

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	局次長	中 村 潤 之 介
----	---------	-----	-----------

【審査内容】

1 政治倫理基準に違反する行為の存否について

午前10時46分 開会

奥良秀会長 皆さん、おはようございます。ただいまより山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。本日の付議事項1番、政治倫理基準に違反する行為の存否について話し合いしたいと思います。前回まで、2回ほど自由討議をしました。その中で、かなりの争点も見えてきましたので、議事録を私なりに精査してきております。もしよろしければ、ここで読ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）初めに、事由1から事由4を1ずつ述べさせていただきます。まず事由1、事由内容も全部読ませていただきます。矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。

我々が議員として関わる時に、その記載事項や内容について、市民の納得の上で提出することが求められていることは言うまでもない。まさに政治倫理の問題であるについて、以下のとおり私はまとめてきました。対象議員が元請求代表者に対して調査請求書を提出するよう促したことは、議会の制度を知らない市民を利用したと受け止められ、これは政治家としての権力を不正に行使したと認められるが、議会の名誉を損ねたとまでは認められない。その次、事由2、申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われることになったことについては、以下のとおりです。対象議員の発言により、対象議員が令和4年8月22日付けで受理した167人の連名による調査請求書（令和4年8月26日に取下げ済み）を作成したことが確認できた。しかし、当該調査請求書の内容は元請求代表者自身が確認の上、議長に提出しているため、対象議員の行為により、市民の人格が疑われるようになったとは認められない。事由3、矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、さも市民がもともと求めていた金の返金可以实现できるかのように、虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ、市民をだます行為であり、政治家として許されないことについては、以下のとおりです。対象議員及び参考人の発言から、対象議員が金の返金可以实现できるかのように虚偽を述べた事実は確認できなかったため、当該中の存在は認められない。最後に、事由4、矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用することにより、同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは提出者である市民が、審査会の申請書を取下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違うことの証明であり、そのことによって議員の名誉を傷つけたことについては以下のとおりです。対象議員が元請求代表者に対して、調査請求書を提出するよう促したことは、議会の制度を知らない市民を利用したと受け止められ、これは政治家としての権力を不正に行使したと認められる。また、対象議員は、同僚議員が自治会内で不適切な会計処理を行ったことに関する文章を、自己の名で不特定の市民に配布しており、対象議員は当該行為によって、同僚議員をおとしめる意図はなかったと主張しているも

の、当該文章の内容は、本来政治倫理審査会の対象となるべきではない事柄について、政治倫理審査会を設置することをあおるものであり、これは同僚議員の社会的評価をいたずらにおとしめ、自己の満足を得るためのものであったと言わざるを得ない。以上により、対象議員の行為は、政治倫理条例第3条第1号に違反すると認められると、私はまとめさせていただきました。このことについて、何か、疑問等、質疑がある方は、お願いいたししたいと思います。

大井淳一郎委員 今、会長がまとめられた点で、大きく事由1から事由3と事由4に分けられると思います。つまり、事由1から事由3については結果的には認められないのではないかという点ですね。それから事由4については、結果的には認められるということになっております。前者についてはおおむね会長がまとめられたとおり、私も全て納得しているというわけではありませんが、やはりここは互譲の場ですので、今、会長がまとめられたとおりでよろしいかと思います。事由4に関しましては、一つ気になる点が、また対象議員は同僚議員が自治会内で不適切な会計処理を行ったことに関する文書を自己の名でと書いてありますが、やはり私が問題点を指摘した中では自己の名ではない、いわゆる出所不明の文書を不特定多数に配布しているというところを問題視していることもありますので、この「自己の名で」というのがちょっと引っかかるかなと思っております。結果的な評価につきましては、私は基本的には賛同したいと思っております。以上です。

奥良秀会長 「自己の名で」というところが、自己の名でないものもあったのではないかということなんですが……

大井淳一郎委員 大きく分けて、「矢田松夫記」ということで書かれた文書があります。これは、自己の名で矢田松夫議員が自分の責任で書かれたものだと思っております。それとは別に行っている「疑惑のデパート」と称する出所不明の文章も配布しているという事実も音声データから明ら

かになっておりますので、むしろそっちのほうが問題かなと思っております。「自己の名で」は、やはりここの表現としては適切ではないと考えております。以上です。

奥良秀会長 今の大井委員の発言によると、「自己の名」というよりは、どのように修正したらよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 端的に削るか、あるいは、出所不明とはっきり書いてもいいかと思えます。

奥良秀会長 ということは、対象議員は同僚議員が自治会内で不適切な会計処理を行ったことに関する……言葉が正しいかどうかは後で精査しますが、出所不明の文章を不特定の市民に配布しておりというような流れになるのでしょうか。

大井淳一郎委員 そうですね。私が問題してきたのはそこですので、そこを入れていただくと助かります。以上です。

奥良秀会長 ほかの委員の方で、質疑がある方はいらっしゃるのでしょうか。

中島好人委員 基本的に私は、この立ち上げ自体に問題があることは言ってきたことなんですけども、気になる文章で、自己の満足を得るためのものであったと、こういうふうに断定してもいいものかどうかと。自己満足のために、物事を進めるもんなのかというのは、文章的にちょっと問題があるんじゃないかなと感じました。

奥良秀会長 私がこの「自己の満足を得るために」ということが、参考人として矢田対象議員をお呼びした際に、正義のためにという発言があった中で、その正義はいろいろな正義の在り方があって、やはりそこに向かって矢田対象議員は動かれたと。ただそれが、本当にそちらの方向でよか

ったのかなど。要は、そこにはやはり自己満足の部分もあったのではないかとということで、このようにまとめさせていただきました。

白井健一郎委員　まず事由2、事由3について異論はありません。次に、事由1に移りますが、その理由のところを読みます。対象議員が元請求代表者に対して調査請求書を提出するよう促したことは、議会制度を知らない市民を利用したとは認められないと私は思っています。というのも、市民を利用するというのは、その市民に対しても失礼です。ある程度は、市民は議会制度を知っていた上で、矢田議員に背中を押されてというところがあったかもしれませんが、そこで市民を利用してとまでは言えないと思いますから、こういうふうに変えてほしいと思っています。次に事由4ですけれども、これは私も随分悩みました。この政治倫理審査会が長期にわたっているから、矢田議員の身分に関して、不当に不安定な地位に陥らせているんじゃないかということもありまして、いろいろ話はあったわけですが、私としてはこの事由4の結論、理由は認められないと思っています。その理由を言いますと、まず、事由4は、当初提出者である市民が、審査会の申請書を取り下げたことによって、矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用したと結論づけられています。となると、結局、矢田議員のどこが問題になるのかといえれば、当初、議員が市民を利用した、背中を押したということが問題となっていたはずなんです。ところが、この政治倫理審査会の後半に至って、ある出所不明のビラといいますか、そういうものが出てきて、こちらのほうは矢田議員に政治倫理に違反する行為があったのではないかと、ある日突然論点が変わってしまったんですね。しかし、その変化は、私はやっぱり認められないと思うんです。というのも、事由4に書いてありますように、第2文目に、このことはということで、その第1文目の矢田議員の行為というのは、十分特定されている、制限されていると考えています。それから、先ほど会長がおっしゃられた理由ですけれども、自己の名で、あるいは出所不明で不特定多数の市民に配布しておるとありますけれども、これは不特定多数と果たして言えるのかどうか。特定または少数の

と、要するに名誉棄損じゃないということが、むしろ妥当ではないかと。事実に適したものではないかと私は思っています。

奥良秀会長 いっぱいありましたので、前半の部分をちょっと忘れて申し訳ない。最後の部分の、「不特定」というところに関しては、矢田参考人をお呼びしたときに、なぜそこに渡っているのかが分からないという発言もありました。ということであれば、やはり責任を持って配られているかどうかは特定できない。であるならば、不特定なところに、出所不明なものが回っていたと、自由討議や参考人招致の議事録を読んだ中ではそのように受け取ったので、このように書かせていただきました。一つ一つしていきたいと思います。白井議員、もう一度、1番に対しての説明をお願いします。

白井健一郎委員 理由づけのところですけども、結論は同じです。認められないという結論は同じですけども、理由づけとして、議会の制度を知らない市民を利用したと受け止められるとありますが、これはそうとは認められないと私は解釈しています。

奥良秀会長 その理由は何ありますか。

白井健一郎委員 何度も繰り返しお話ししていますが、市民を利用するというのは言い過ぎじゃないかと。市民だって政治倫理審査会というもの、あるいは議会の制度というものをある程度知っていて、それを矢田議員が背中を押したぐらいの表現が適当じゃないかと思っています。

宮本政志委員 今の白井委員の発言からいくと、市民の方は政治倫理のこととか、議会の仕組みを知っていた。その前提、論拠を示してもらいたい。

白井健一郎委員 まさに抽象的な社会通念、一般常識の話になるんですけども、例えばこの市が50%、60%の投票率があります。選挙のときに、

どういうことを考えて1票を投じるかといったら、市民のある程度の政治知識や議会の制度への信頼、あるいは制度についての認識などをある程度推定できないと、何のために1票を投じて、それを我々は信任を得て、ふだん仕事をしているのかということにも通じると思うんですよ。

奥良秀会長 ただ、1票を投じるのと、この議会の制度を知らないという、イコールが見えてこないんですが、その辺をもっと具体的に説明をお願いします。

白井健一郎委員 政治倫理審査会について、本市の山陽小野田市政治倫理条例を読んだことがある人は本当に少ないと思います。ただ、政治倫理に違反したときに、議会では取り上げてくれるというぐらいの常識は、多くの人が持っているのではないかと考えています。

中島好人委員 そもそも、私は意見が違います。一応私から言えば、矢田議員はかなり説明したと言っていたわけですが、それを理解しているか、していないかがあるわけです。結局は、していようがしていまいが、署名押印した人の責任の中にあると考えています。これを文章にうんぬんというのはあるかも分かりませんが、やっぱり僕はそういうのが、本来のあるべき姿なので、誰が書いたかということが問題になること自体が、政治倫理審査会には適しないと判断しているところです。

奥良秀会長 今、中島委員が言われたのは、誰が書いたかという、4番の事由4のところになるんですか。

中島好人委員 会長に一任します。

吉永美子副会長 私が思ったのは、白井委員が言われているんだけど、それは政治倫理については政治倫理に関わることを議会に訴えれば取り上げてくれるという認識はあったでしょうと言われて、ただ、ここの文章にお

いては、要はきちんとした議会の制度自体を議員の皆さんは市民の代表者として出ているわけじゃないですか。その中で、政治倫理とはどういうものなのかをきちんと当然ながら説明しながらやっていくわけで本来その調査請求を出すということを引っ込めはされたけど、出されたわけですよ。だから、一旦こういうことが政治倫理には当たらないということが、最終的には認められたわけじゃないですか。だから議会の制度を知らない市民だったということは、言えるのかなと思うことと、それと利用してという気持ちは、矢田議員にはなかったとしても、外から見たら、市民を利用したと受け止められるということなので、そういう書き方をしていますよね。市民を利用したとは書いていないですよね。そのように受け止められますよと書いていますよね。結局は議会の名誉を損ねたとまでは認められないという結論になるんですけど、外から見たら利用したと受け止められるんじゃないですかという表現なので、これで問題はないと思うんですが、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 私としては、この事由1については説明を尽くしましたので、あとは多数決でも何でも受け入れます。

藤岡修美委員 調査請求書を出した会派の1人として、1人の議員として、まずは元請求代表者が一度出されたものを取り下げられておられるという事実、それから、調査請求書には、1番として、議会の制度を知らない市民を利用しとしてありますけれども、これは本審査会を通じて、議論の中で、今、吉永副委員長の発言もありましたが、市民を利用したと受け止めるのは全員ではなくて、そう受け取られる人もいと私も理解しておりますので、若干、議会の名誉を損ねたとまでは認められないというところは、やむを得ず、本審査会の今までの審査を尊重して、のませさせていただきます。ただ、奥会長がまとめられた、この1に対する意見は尊重したいと思います。

奥良秀会長 1の質問は回答できたと思うんですが、4について、もう一度、

「不特定多数」などといったところは、先ほど私も述べさせてもらいましたので、それ以外のところで何か質問があったと思います。もう一度、質問をお願いします。

白井健一郎委員 事由1から順番に行ったほうがいいんじゃないでしょうか。

奥良秀会長 事由1につきましては、先ほど白井委員から質疑を尽くしましたということだったので、4番の質問をお願いしたいと思います。

宮本政志委員 今、白井委員が言われたのは、もし1から順番で2、3、4と関係するところが出てきたら、例えば2、4でいいんだけど、これ1、2、3、4それぞれ結論を出しているんで、どうですか。白井委員と同じで、1個ずつのほうがいいかなと思ったんです。

奥良秀会長 いや、先ほど、先ほど白井委員の質問の中で、1と4について質問がありました。1については、納得される場所と納得されない場所があった中で、もう1番は、もう質疑を尽くしましたと言われましたので、今、4番に質問されたことをもう一度今聞き直している状況なんです。

宮本政志委員 そういう意味じゃなくて、白井委員だけじゃなくて、1番について白井委員は白井委員として言い尽くしましたということですね。そのほかの方はどうなんですかということで、藤岡委員のほうは先ほどの吉永副会長の発言を基に、これは今、会長の言われることを理解しましたという発言がありましたよね。だから、4番、白井委員、何かありますか。4番どうですかと。1番は1番で、今白井委員はもう、自分の御意見に関しては、言い尽くされました。ほかの委員の方はどうなんですか。1番についてはどうでしょうという流れで、続いて、2番はこうですね、3番はこうですね、あるいは飛んで、1番から4番に行きますねという流れじゃないと困ります。まず、白井委員の意見を全部1番と

4番、1番、次に行きましょう、4番となると、なんかごちゃごちゃになります。それともう一つ、藤岡委員は早々と、1番に関しては奥会長のこれについて認めますと今おっしゃいました。私と伊場委員は、もともと3人が請求者ですから、皆さんの議論で私どもも議論が必要であれば当然入って行って意見を言わせていただく。それをもって、1番から4番までは、私たち、3人がまた結論出さなきゃいけないから。流れはこれで大丈夫ですか。

奥良秀会長 私としましては、まとめたものに対しての質疑を全てお聞きしていこうと思っておりました。流れ的に支障があるのであれば、1番についてこの文章でいいのか、悪いのか、認めるのか、認めないのかを、1個ずつ。どのように進めていきたいと思いますか。1個ずつやったほうがよろしいでしょうか。（発言するものあり）なら、一つずつ、1から4のうちの1からやっていきたいと思います。

大井淳一朗委員 この点につきましては、矢田議員が採るべき手法とすれば、議員発議の政治倫理審査請求の設置もできたわけですから、それをせずに、市民を、ある意味、巻き込んだような形になったのは、「利用したと受け止められる」という表現は適切ではないかなと思っております。ただ、議会の名誉を損ねたかという点、私も因果関係が、この議論の中でははっきりしませんでしたので、その点では結論的には、議会の名誉を損ねたとまでは認められないという点は、賛同したいと思います。

奥良秀会長 分かりました。ほかに、1について意見がある方はいらっしゃいますか。異議がないということでもよろしいでしょうか。

中島好人委員 異議がないと言ったら、私はもう賛成という形になりますけども、もう基本的に、この設置自体に問題があるということです。文書うんぬんの中身じゃないんです。私の立場を報告しておきたいと思います。基本的に、やはり167名ですか、1人じゃなく、全体を通してですけ

ども、そうした167名からの疑惑に何とか応えて説明していこうという、当然議員としての役割を担ったわけですから、そういった立場において、僕の態度を表明しておきたいと思います。

白井健一郎委員 先ほどの大井議員の発言に疑義を申します。議員発議をすればよかったという話ですけれども、議員発議をするか、それとも市民の中に入って、市民に問題点を、今こんな話題があるんだよと、どう思うかと、どちらがいいか分かりませんよね。ちょっとその辺で疑問を感じました。

大井淳一郎委員 手段はいろいろあります。白井委員の言われるとおり、どうするかはそれぞれの考えなので、そこで異論は申し上げません。ただ、市民を巻き込むという表現が必ずしも適切ではないですけれども、署名という形式を採ったということは、やはり市民を利用したとも受け止められかねないという点、その表現について賛成したということでございます。

伊場勇委員 暫時休憩していただいてもいいですか。

奥良秀会長 暫時休憩させていただきます。

午前11時17分 休憩

午前11時23分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。今、事由1を審査しております。その他、御意見のある委員はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) ないですね。では、事由2に移りたいと思います。自由に対して、質疑がある方いらっしゃいますか。

大井淳一郎委員 この点につきましては、横領違反容疑という文言があり、矢田議員が書いた文章に元請求代表者が署名されたという形になっていることが、後の審査の中で判明しました。もともとの文章を議員が作っております。私は、議会人たる矢田議員がこの横領違反容疑という表現を使うことは適切ではないと考えており、このことを問題視しておりますが、最終的には、元請求代表者の署名が入っております。これは確認したとも言えますので、最終的には、会長がまとめたとおり、事由は認められないのではないかという点には賛同したいと思います。

奥良秀会長 ほかに、委員の方で質疑がある方いらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、事由3に移りたいと思います。事由3で質疑のある委員の方、挙手をお願いします。

大井淳一郎委員 この点につきましては、虚偽の説明をした、市民をだます行為だったということですが、審査の中で、私は、なかなかそこまでの確証を持ってないのではないかと言わせていただきました。参考人や対象議員の発言の中でも、返金の実現できるかといった虚偽を述べた事実というのは確かに確認できませんでしたので、この点からも事由3についても、会長のまとめられた結論に異論はございません。

奥良秀会長 ほかに御意見がある方いらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。続きまして事由4について、御意見ある方はいらっしゃいますか。（聴取不能）

大井淳一郎委員 質疑になるとと思いますが、白井議員、申し訳ございません。「自己の名」のところ以外で、ほかにこの辺がよくないよということを、今一度示していただけますでしょうか。

白井健一郎委員 私としては結論がまず違いますので、理由づけも当然逆でしょうか、違ってきます。

大井淳一郎委員　ここは少し議論しなければならないと思います。既に答えられたかもしれませんが、この点について、違反するとは認められないと白井委員はおっしゃると思いますが、どの点が名誉を傷つけたとまでは言えないというお考えでしょうか。

白井健一郎委員　そこまでの実質論ではありませんで、そもそも当初から審議の対象としていたものと、ふわっと違うものに移ってしまった。これは許されないんじゃないかということを行っているんです。

大井淳一郎委員　白井委員の言われるのは、恐らく請求を出された時点では怪文書というものはなかったと。そういうことは書かれていないのに、後々問題視するところが議論の中心になり、それが事由の大きなウエートを占めた点を問題視されているのだと思います。言われることは分かりませんが、そこでも言いましたように、事由4の森山議員の社会的評価を陥れるという中の事実行為の一つに、このような文書の配布があったことを重要視しております。たしかに、裁判などから言えば、訴状とか、起訴状とか、そういうものに上がっていない事由について判断するというのは適切ではないという御指摘かもしれませんが、やはりここは政治倫理審査会という場です。当然、根も葉もない事実を認定するわけにはいきませんが、やっぱり総合的に判断する中で、事由4については、結論づけるべきではないかなと思って、私はプラスに評価させていただきました。以上です。

白井健一郎委員　と中身の話に入りますと、疑惑のデパートという出所不明のチラシがあって、これは矢田議員が作ったのではないか、不特定多数に配ったのではないかということで、この政倫審の雰囲気が変わりましたね。これは許せないということで、多分ここでも上がっているんだと思いますが、私が把握している事実によると、それは確かに、出どころ不明というか作成者の名前は書いていないけれども、配れたられたのは先

ほど申しましたように、特定かつ少数であったのではないかと考えています。

大井淳一郎委員 この疑惑のデパートというのは何の会でしたか、中島委員も出席された会がありましたね。その会議で配られたものだと思っております。何人などと言われますが、その会の参加者に配られているというのは、不特定多数ではないでしょうか。多数というのは、5人であれば少数かという、そうではないかなと思うんです。これは事実認定の評価が分かれるところだと思うんですが、白井委員、特定少数だという根拠を教えてください。

白井健一郎委員 まず、会議の出席者、百何名ですか、100名ぐらいと聞いていますけれども、ほぼ全員や議員の顔見知りとかよく知った仲間などだったと聞いております。ですから、特定ですよ。それから、知らなかった人というのは、もう本当に少数だったと。私も不確定なことを言うわけにはまいりませんが、本当に少数だったと聞いております。

大井淳一郎委員 この事実を知らないのが少数という認定はどうかなと思えます。やはりそこで百何人いて、矢田さんの顔見知り、顔見知りだから特定だというのも、そこは疑義が生じるころだと思っております。顔見知りだったら名誉毀損にならないというのは違うのではないかと。刑事ではないですけどね、顔見知りだろうが顔見知りじゃなかろうが、名誉を陥れることはできますし、やっちはいけないことだと思います。ですから、ここは不特定多数だと、私今の白井議員の事実を聞く限りは、だと思えるんですけどね。いかがですかね。

白井健一郎委員 やっぱ、その会には、矢田議員に賛同してといいますか、こういう問題があったんだということで、矢田議員あるいはほかにも主催者がいらっしやっただかもしれませんが、その会に市議が自ら出席しているわけですよ。町なかで知り合いにチラシを配っているんじゃなく

て、特定の目的で集まった会合で、顔見知りというかも率直に言って支援者ばかりだったと思います。その方たちに配ったということであって、私は特定ということに対して、特に疑義はありません。

宮本政志委員 二つあります。まず、一つは、大井委員と白井委員の議論を聞いていまして、白井委員は、来られた方がこうだったと思います、こうだと思えますということで、それにいらっしゃった方が、全員どういった方で、全ての方が、矢田議員の知り合いと限定できるようなことじゃありません。そこはもうあんまり議論に入っても、多分、平行線じゃないですか。これが1点目。2点目として少し疑問を持ったのは、請求後に出てきたことを、この請求4に該当するという根拠にはしていないですよ。あくまで、請求した時点のこの4番に該当するという論議を示したわけです、最初に請求した時点で。請求後に出てきたことを、この4番の論拠として語っているだけでね、先ほどから2人の話を聞くと、4番の論拠の裏づけが請求後に出てきたものと前提に聞こえるんで、そこは、私ども3人は違いますね。請求後に出てきたことをこの4番の論拠に無理やり結びつけているということはありません。

大井淳一郎委員 今の宮本委員の御発言に、私は別に何もありませんが、私の認識は、今言われるとおり、この事由の前でされていた会合で配られたということは認識していますので、私が言いたいのは、この事由4に最初書いていない事実を出してきたから、白井委員はそこを問題視しているという。私は、たしかに請求時にはなかったけど、その請求を出される前の段階で、このようなこともしていたんだよという新たな証拠が出てきたと認識してますんで、そこは、そういう認識です。

奥良秀会長 私としましても先ほど白井委員が言われた特定・不特定のところなんですけど、やはり顔見知りだから全てが特定できるというようなことは、自分の集まりの中でも、全員を知っているかと言ったらそうでもないのかなというような印象を持っております。ほかに委員の皆様で意見

のある方いらっしゃいますか。

中島好人委員 その見方はいろいろあると思いますけども、私は、ここで言う申請書を取り下げたことの中身ですよ。これは取り下げたのは、何も知らない市民を利用して同僚議員の名誉を損ねた。こうしたことによって、事由によって、そうじゃないということで取り下げたことが規定されていますけども、取り下げた理由はほかにあると私は思っています。政経ジャーナルの文章を見ても明らかではないかと。これとは別個に、横領の問題では別個に書かせていただきますよという文書もきちっと明記されていますから、そういったところから見みると、私はそういう理由も含まれているのではないかと判断しております。

大井淳一郎委員 私も昔の話で勉強が行き届いていなかったんですけど、名誉棄損のところに戻りますと、特定少数だったら名誉毀損にならないかという点必ずしもそうではなくて、伝播可能性という表現を判例は用いておりますが、それをすることによって、不特定の人に広がる可能性があるならば、それは名誉毀損に当たり得るんじゃないかということです。実際に、「明るいまち」などでも書かれて、ばあっと広く出回っていますからね。やはり伝播可能性があったという点では、配布行為には問題があったと思います。

奥良秀会長 名誉毀損というと刑法になりますので、社会的評価を貶めたということで。ほかに委員の皆様、意見がある方はいらっしゃいますか。

宮本政志委員 中島委員の御意見というのは、もう今まで政倫審で過去に何度もおっしゃったことなんで。先ほどの意見というのは、例えばこの文章をこのようにやり変えてくださいということですか。それとももう、先ほどからおっしゃっているように、この文書の内容がどうであろうと、そもそもが、政倫審に該当しないってずっと一貫しておられるんだから、先ほどもそういう発言しておられるんで、文章にこだわっておられるわ

けじゃないんでしょう。もうそもそものことをおっしゃっているんでしょう。その文章を訂正したら、いや、これは該当すると思っておられるんですか。でないと、ずっと平行線になる。

中島好人委員　もう基本的に私の態度ははっきりしているけども、これは大きな問題じゃないかなと思った点について発言しています。ですから、取り下げた理由は、僕は大きな問題じゃないかなと思ったから発言しました。これは彼自体も書いている内容ですから、そのこと発言しただけで。だから、基本的に設置自体に反対ですから、黙って反対で済むんですけども、あまりにも文書そのものが、これはおかしいなというところはちゃんと発言をしなくちゃいけないなと思って発言しました。だから細かい点もたくさんありますよ。だけど、そこはもう基本的には反対なんで、そこを一々言ったらというのものもあるけども、大きな問題は、やっぱり審査会ですから、通せない問題については、やはり主張は必要かなと思って発言いたした次第です。

宮本政志委員　分かりました。結局文書がどうこうじゃなくて、そもそもがもう全てが、この政倫審自体が成立してないと。ただし、今日こうやって議事録に残る審査会が開かれているんで、先ほどおっしゃったように、理由は政経ジャーナルその一つじゃないかということを引きちって言っておきたいということでおっしゃったんですね。我々は、全くそうは思っていないけど、そういうことを言いたいということだけですね。

大井淳一郎委員　中島委員に確認したいことがあります。私たちが審査する中で、もともとは森山議員の不正経理のことが発端であります。それはそれで、前回の政治倫理審査会で議論したし、森山議員が議場で自主的に謝罪されました。それはそれでいいんですけど、もともと、あるいは森山議員だから、今回も矢田議員がやったことは別に問題なかったというスタンスなのか、それとも、こういうところで矢田議員は政治倫理違反とまで言えないのではという明確な理由があれば示していただくとあり

がたいなと思います。森山議員の行為と結びつけるべきではないと思っているんですよ。それはそれで矢田議員はほかにやるべきことがあったんじゃないかというところを重視していたんですけど、それも含めても、矢田議員が政治倫理審査基準に反しないという明確なものがあれば、森山議員のこと抜きにしてあれば、中島議員の意見を参考までに聞かせていただくとありがたいです。反しない理由を端的に言っていただければと思います。

中島好人委員　もう繰り返しになるんですけども、請願なり要望書なり、それぞれ代表が署名捺印したことの責任ですよ。それを誰が書いたのかというところが問われて、それが本当に政倫審で問われる中身なのかと。ある意味では政治倫理に値しないというのが、私の基本的な態度ですし、また提出された文書、資料も、これは正確な資料として提出されるべきものですけども、審査の中でこれは正しいか正しくないか明らかにしていましようというようなこと自体も、この政倫審の設置とは相入れない問題じゃないかと。だから、内容うんぬん、彼がどうしたこうしたということ以前の問題として、そこに基本的な立ち上げとしての問題があると判断して、これはもう最初から言っているんで、当然皆さん私の主張を大井委員なら分かると思っています。以上です。

大井淳一郎委員　中島委員は適否のところでも問題視されていたのでスタンスは分かるんですけど、端的にお伺いしますね。私は特にこの事由4の中で、出所不明の文書を書いたことを問題視しました。これの取扱いについては、人それぞれお考えがあるのは分かります。中島委員に端的にお伺いしたいのは、そのような出どころ不明の文書を書いたこと自体が、果たしてやり過ぎだったんじゃないかなということが、私を含めて複数の委員からあったわけなんですけど、そのこと自体には、何も問題はなかったとお考えでしょうか。それともそこには問題があったけど、総合的に、いや、政治倫理基準にまでは反しないとお考えになったんでしょうか。

中島好人委員 議員が議員活動をいろいろする中で、一定の不手際とか、ああすればよかった、こうすればよかった、あれは失敗だったとか、そういうものを積み重ねながら、切磋琢磨して、より一層市民の利益は何なのかを追求しているものだとは私は思っています。そうした中で、そういうのがあったとしても、それが本当に政倫審に問われる中身なのかどうかというところは、僕はそこまで行かないと判断しています。いろいろやっぱり、正しいとかというものではなくて、やっぱりそういう、活動中の失敗とか、もう少しああすればよかったなあとか、いろいろそういう範ちゅうだと僕は判断しています。

白井健一郎委員 会長案について、少し疑問があるんですけど、先ほどから述べているのと全然違う話なんですけど、事由4の2段落目からです。対象議員が元請求代表者に対して調査請求書を提出するように促したことはうんぬんとありますけれども、これだけでは同僚議員の名誉を損ねたことにはならないという判断でしょうか。その次の「また、」以降、3段落目ですか、「また、対象議員は」以降、これも併せて1本という感じで書かれているんでしょうかね。

奥良秀会長 またと書いてありますので、そういうふうに解釈されて問題ないです。

宮本政志委員 中島委員、先ほどの大井の質問に対するお答えというのは、中島委員個人としての見解ですか、それとも山陽小野田市議会の共産党市議団のお2人の共通見解、どちらですか。

中島好人委員 こういう打合せしておりませんので、私個人の考えです。また私としては、名前を変えてもおかしくなかったな。先ほどね不手際というか失敗というか、別に名前変えてもおかしくないんじゃないかなとは思っておりますけども、そういうことも併せて補足しておきたいと思えます。

奥良秀会長 ほかに委員の皆様から意見はありますか。ないようであればここで暫時休憩させていただきます。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 0 時 2 分 再開

奥良秀会長 それでは、暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。今まで 1 から 4 までの事由につきまして、私がまとめてきたものに対しての御意見をいろいろ頂きました。その中で、4 番に関しまして、「自己の名で不特定の」というところを「出所不明の文書を不特定の」というように変更させていただきたいと思います。これで私のまとめたものは終了させていただいて、今日の付議事項 1 番に対します政治倫理基準に違反する行為の存否についてということで、皆様にお諮りしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この政治倫理基準の違反の行為の存否につきまして、私としましては、政治倫理条例第 3 条第 1 号に、事由の 4 について（発言する者あり）

宮本政志委員 これ、審査会やけあれかな、採決の流れでいくと、討論は要らんのかな。

奥良秀会長 確認させてください。このまま討論なしで、採決を取っても大丈夫でしょうか。

中村議会事務局次長 はっきり何かに記載してあるわけではありませんけれども、採決するんであれば、質疑、討論、採決となります。討論を省く場合は、会議規則等にきちんとうたってある場合しかありませんので、取ったほうがよろしいのではないかなと思います。ない場合は討論しないでうんぬんという文言がありますので、それ以外は基本、討論はあった

ほうがいいんじゃないかなと思います。

奥良秀会長 そうしますと、存否につきまして、質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。次に、討論がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。それでは、採決に入ります。当事案につきまして、政治倫理条例第3条第1号に違反すると認められる方は挙手のほどよろしくお願いします。

（賛成者挙手）

奥良秀会長 賛成多数ということで、この事案につきましては、政治倫理条例第3条第1号に違反すると審査会で認められました。続きまして、存否で「存」になりましたので、矢田議員にお越しいただいて、弁明の機会を与えたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）日時は、6月26日月曜日9時からとさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように弁明の機会の日をちを決めさせていただきました。その他、何か委員の方であるでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。皆さんお疲れ様でした。

午後0時7分 散会

令和5年（2023年）6月21日

政治倫理審査会長 奥 良 秀